

学校いじめ防止基本方針

令和 3 年 4 月

高千穂町立上野小・中学校

はじめに

いじめに起因する痛ましい事件・事故を受け、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行された。しかし、情報技術等の急激な進展により、新たないじめ問題が次々に報道されるなどしており、いじめはますます複雑化・潜在化してきている状況にある。

こうした状況を受け、子どもに関わる全ての人間（教職員、保護者、地域住民、子ども達自身）が、いじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

法の施行、宮崎県及び高千穂町のいじめ防止基本方針の策定等を受け、この問題に能動的・計画的に取り組む姿勢を明確にし、子ども達の安心・安全な生活環境をつくっていくために、本校におけるいじめ防止等の対策に係る基本方針を、「高千穂町立上野小・中学校いじめ防止基本方針」として定めるものである。

～ 目 次 ～

I 基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 本校の実態と課題
- 3 いじめ防止に係る基本的な考え方

II 取組事項

- 1 組織づくり
- 2 未然防止のための取組
- 3 早期発見及び早期対応のための取組
- 4 いじめに対する措置
- 5 ネットいじめへの対応

III 重大事態への対応

IV その他の留意事項

I 基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

2 本校の実態及び課題

(1) 実 態

ア 単一校舎に小学校と中学校が併設する小規模校である。学校区には、6公民館があり、棒術や盆踊りなどの伝統芸能や春祭り、地蔵祭り、夜神楽などの伝統的な年中行事が数多く残っており、地域の伝統芸能が受け継がれている。しかし、少子高齢化等の社会環境の変化の中で、地域の教育力は弱くなってきている面も見られる。

イ 明るく素直で、勤労意欲に富む。

ウ 小中合同行事等を通して、伝統文化を尊重し、協力してよりよい校風を築こうとする態度が育っている。

エ 自分の考えや意見を述べるのが苦手な児童生徒が多い。

オ 学校行事や縦割り清掃での関わりもあり、小・中学生の仲はよい。

カ 小学校6年生のリーダーシップの育成や中学生の指導力を高める必要がある。

(2) 課 題

ア 児童生徒の判断力や表現力をどう育てていくか。

イ いじめ防止に対する意識をどのように授業に位置付けていくか。

ウ 学校の取組を家庭や地域にどう広げていくか。

3 いじめ防止に係る基本的な考え方

- 「いじめは人として絶対に許されない。」という基本姿勢を共通認識します。
- いじめ問題は、教師の児童生徒観や指導観が問われる重要な問題であることを認識します。
- いじめを生む要因は身近にあるという考え方に立ち、いじめを絶対に出さない環境を、学校が中核となって、保護者・地域一帯となってつくっていきます。
- いじめによって最悪の場合、生命及び身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることを踏まえ、いじめを受けている子どもの人権と命をしっかりと守ります。
- いじめは、どの子どもも被害者にも加害者にもなるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止に重点的に取り組みます。
- いじめに関する下記のような誤った考え方を一掃していきます。
 - ・ いじめられる側にも問題がある。
 - ・ いじめをなくすのは無理だ。
 - ・ いじめたりいじめられたりすることで、子どもは強くなり成長していく。

(1) 未然防止のための取組

いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要です。そこで、本校では生徒指導の三機能を生かした授業づくりや学級づくりを通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てていきます。

(2) 早期発見及び早期対応のための取組

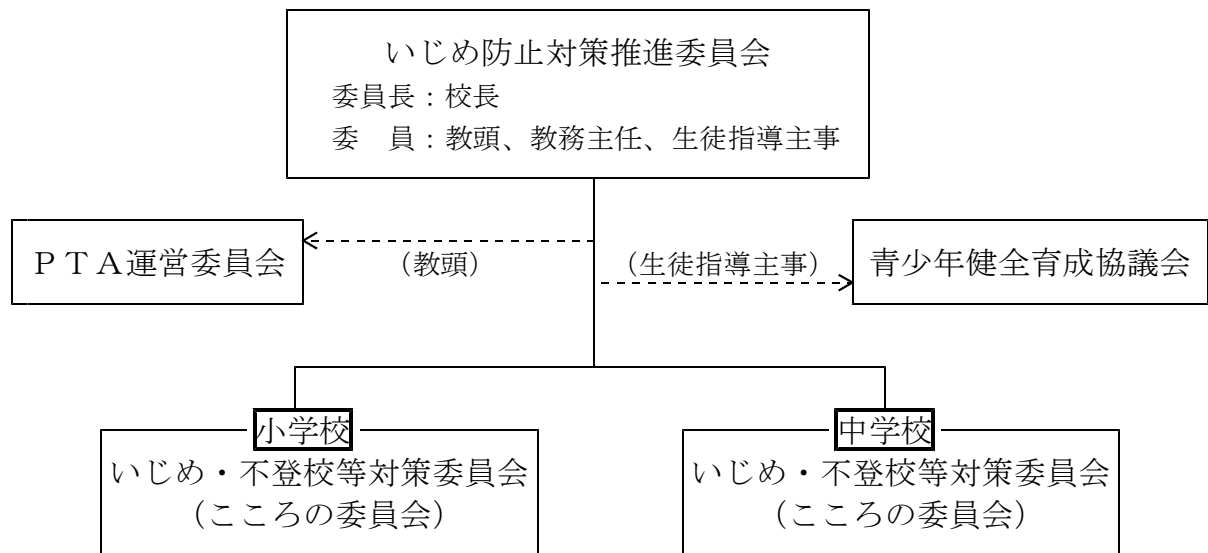
いじめの兆候は、子どものちょっとした言動や表情、持ち物等に現れてくるものです。これらのサインを見逃すことなく、初期の段階での発見及び対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見した時には、問題の大小を安易に判断することなく組織的・継続的に対応していきます。また、被害児童生徒の心のケアに努めます。

II 取組事項

1 組織づくり



※ これ以降、「いじめ・不登校等対策委員会」を「こころの委員会」として表記する。

(1) 学校においては

ア 年度当初に第1回いじめ防止対策委員会を開催し、年間行動計画を確認する。また、年度末に第2回いじめ防止対策委員会を開催し、次年度の年間行動計画を策定する。

イ 毎月1回、小・中学校において「こころの委員会」を実施し、全職員で児童生徒理解を図る。気になる児童生徒については、時期を逃さず教育的相談活動を行い、継続的に話題にし、全職員で問題解決に取り組む。

ウ いじめ防止に係る取組を実効的に行うために、生徒指導部において以下の取組を行う。

- 基本方針の見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の立案・実施
- 実態調査の定期的実施（アンケートの実施・集約）

エ いじめ防止に係る教職員の資質向上を目指して、教務主任は生徒指導主事と連携して、校内研修会を企画・実施する。

(2) 保護者に対しては

- ア 必要に応じて、保護者を対象とした教育相談を実施する。
- イ 必要に応じて、常設のPTA運営委員会に報告し、対応策を協議する。
- ウ 全体への啓発が必要な場合は、全校懇談会を臨時に実施する。

(3) 地域に対しては

- ア 必要に応じて、校区内6地区公民館長や民生委員等が構成員になっている青少年健全育成協議会に報告し、対応策を協議する。
- イ 各地区の民生・児童委員と常時情報交換できる体制を堅持し、情報収集に努める。

2 未然防止のための取組

(1) 生徒指導の機能を生かした授業づくり

- ア 一人一人に分かる・できる喜びを味わわせる。
- イ 学習訓練を徹底し、規範意識を高める。
- ウ 自己決定の場を設定する。
- エ 意見交流の場を設定し互いの考えを認め合うことで、共感的人間関係の育成を図る。
- オ 道徳科において、人権問題を児童・生徒が自分自身のこととして捉え、向き合えるような実践を推進していく。

(2) 生徒指導の機能を生かした学級づくり

- ア 自己目標を時期に合わせて決めさせ、達成するために日々努力させることで、耐性や頑張ることの大切さを体感させる。
- イ 学級目標（ルール）を自分たちで決めさせ、皆で協力して行事等に取り組む環境をつくることで、学級・学校への帰属意識や自己有用感を高めていく。
- ウ 構成的グループエンカウンター等を行いながら、自己肯定感を育て、望ましい人間関係を育む。

(3) 望ましい人間関係を醸成する児童生徒主体の活動の推進

- ア 児童会活動・生徒会活動での標語の募集
- イ 縦割り清掃活動
- ウ 児童生徒による相互読み聞かせの実施

(4) 人権教育、道徳教育や情報モラル教育を中核とした年間指導計画の作成・実施

(5) 教育相談の充実

- ア 年3回、教育相談旬間を設定し、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する（5～6月、9～10月、1～2月）。また、必要に応じて、保護者を対象とした教育相談も実施する。

※ 相談窓口：いじめ防止対策委員（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事）

※ 児童生徒へは年度初めの集会等で、保護者へはPTA総会等で周知する。

- イ 保健室や支援員と連携して、情報を収集する。

(6) 職員研修の充実

- ア 人権教育
 - イ 構成的グループエンカウンター
 - ウ ソーシャルスキルトレーニング
 - エ アサーショントレーニング
 - オ 情報通信機器（ネット関係）に関する研修
- ※ イ～オは、その年に必要とされる研修を実施する。

(7) 家庭や地域との連携

ア P T A総会や運営委員会での方針説明

イ 学校参観日における人権問題をテーマとした道徳科又は学級活動の授業実施や、通信等を活用した取組の報告

ウ 学校評価の活用

3 早期発見及び早期対応のための取組

(1) 定期的なアンケート調査の実施

いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒が発する僅かな兆候（サイン）を把握するために、年12回、毎月アンケートを実施する。

（別紙1「小学校アンケート用紙」、別紙2「中学校アンケート用紙」）

※ いじめの早期発見・早期対応のため、アンケートの度に傍観者とならないことも話し伝えるなどしながら、周囲が気づいて動くように指導する。

(2) 定期的な教育相談の実施

全児童生徒を対象とした教育的相談を実施する（5～6月、9～10月、1～2月）。また、必要に応じて、保護者を対象とした教育相談も実施する。

(3) 組織的な対応（情報の共有化と対応策の検討等）

「危機管理マニュアル 6 いじめ」に沿って組織的に対応する。

(4) 職員研修の充実

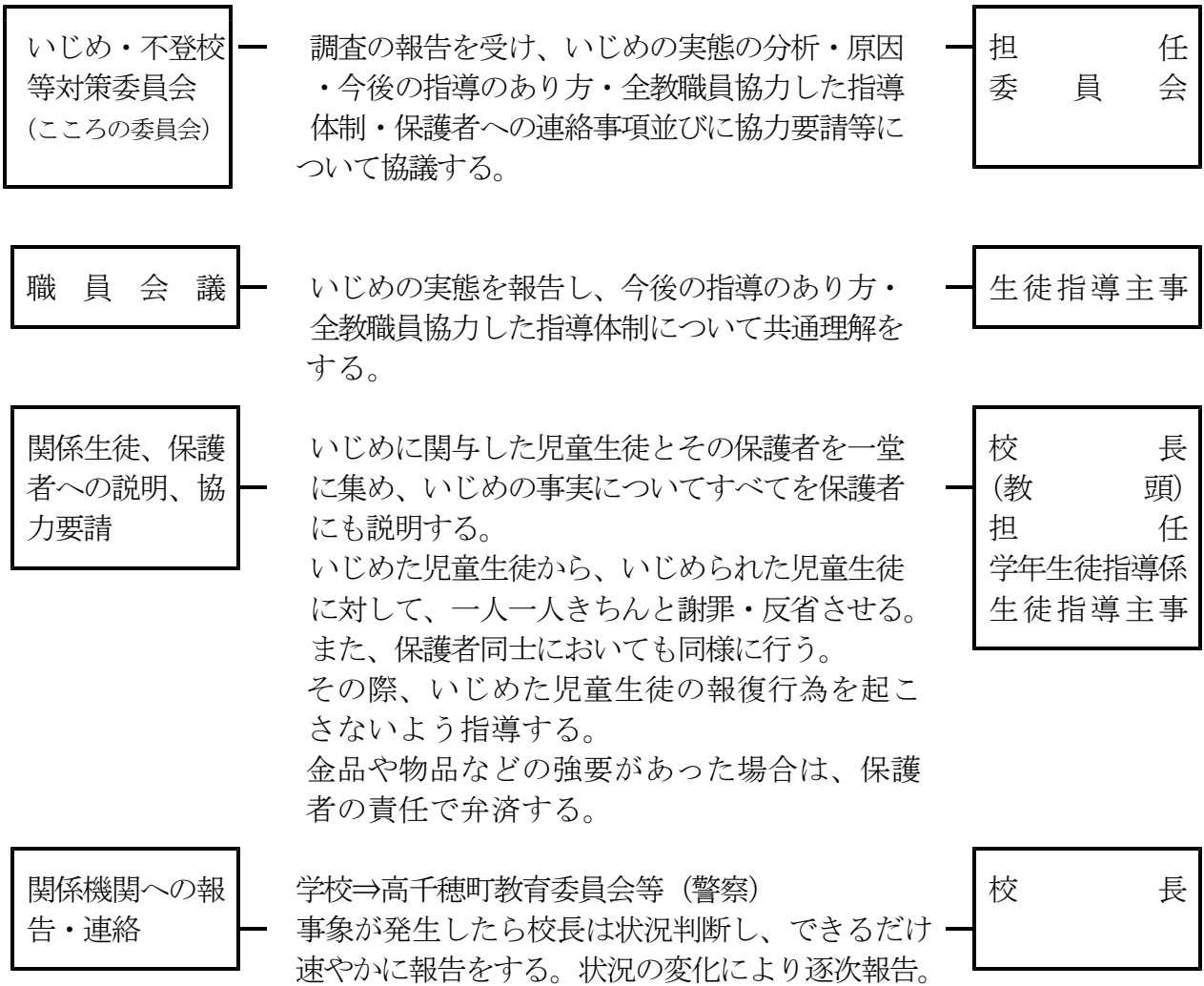
ア いじめの兆候を見抜く目の育成

イ 教育相談において、子どもの本音を引き出す方策

ウ 初期段階において、解決を図る手順

4 いじめに対する措置

いじめ発覚	いじめられている生徒の立場に全面的に立って、いじめの事実関係を徹底的に把握する。 その際に、仕返しを恐れて全容を明らかにしない場合もあるので、十分留意する。 早期発見に努め、保護者からの連絡等により発覚する場合もある。	全教職員
報告	いじめの状況が認められた場合は、直ちに学年主任、生徒指導主事、教頭、校長に報告する。	認知教職員
実態調査	いじめに関係していた加害者・被害者双方に対し、交友の実態・言い分・意識等について聴取し、その全容を明らかにする。 その際、特に被害者の心情には気を配り、すべてを汲み取り理解していくよう最大の努力をする。 加害者においても、抱えている問題の解決を図れるよう成長支援を行う。	担任 学年生徒指導係



5 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の子どもの誹謗中傷を不特定多数のものや掲示板等に送信する、特定の子どもになりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の子どもの個人情報に掲載する等を言い、犯罪行為である。

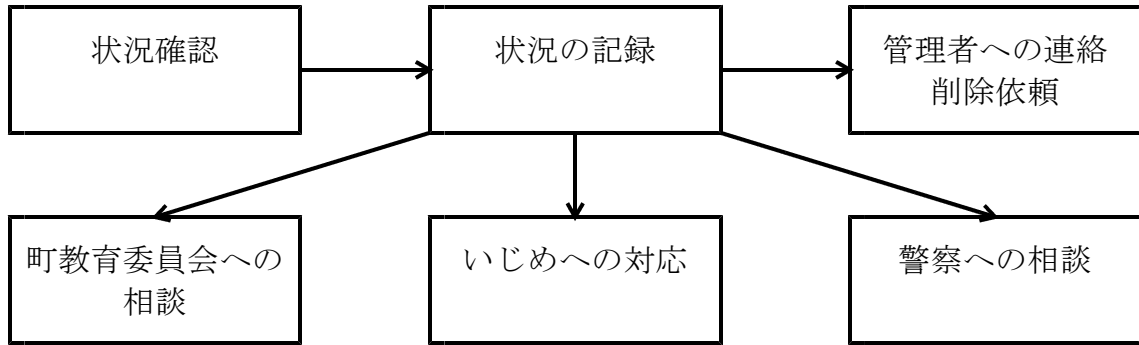
(2) 予防の取組

- ア 年間指導計画に基づき、各学年の発達段階に合わせて情報モラル教育を行う。
- イ 保護者や高学年児童及び中学生を対象にした講習会を年1回程度実施し、情報機器（携帯電話やパソコン）の使用法やフィルタリングの仕方等について学ぶ機会を設ける。その上で、各家庭の実態に合わせたルールづくりを勧める。
- ウ 外部講師を招聘し、職員研修により、職員の資質向上を図る。

(3) インターネット上のいじめへの対処

- ア 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、インターネット上のいじめの把握に努める。

イ 不適当な書き込みを発見したときには、次の手順により対応する。



Ⅲ 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 身体に重大な障がいを負った場合
 - 高額の商品を奪い取られた場合 等
- (2) 児童生徒が相当の期間、欠席を余儀なくされている場合

2 対応

- (1) 重大事態として認識した場合は、校長が直ちに町教育委員会に報告する。
- (2) 町教育委員会が設置する組織に全面的に協力する。求めに応じ、資料等を提出する。

Ⅳ その他の留意事項

1 PDCAのサイクルを踏まえた年間行動計画の策定

月	流れ	いじめ防止の行動	内 容
4月	P	第1回いじめ防止対策委員会	年間行動計画の確認
	C	アンケート調査①の実施	児童生徒の実態把握
	D	こころの委員会(4月)	児童生徒の実態の共通理解・ 対策の協議
5月	C	アンケート調査②の実施	児童生徒の実態把握
	D	こころの委員会(5月)	児童生徒の実態の共通理解・ 対策の協議
	A	教育相談の実施	アンケートを参考に実施
6月	C	アンケート調査③の実施	児童生徒の実態把握
	D	こころの委員会(6月)	児童生徒の実態の共通理解・ 対策の協議
7月	C	アンケート調査④の実施	児童生徒の実態把握

